

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2012

11

November



No.517

SCHEDULE

平成 24 年 11 月～平成 25 年 1 月

主要行事予定

日時	行事名	場所	一般可
11月			
2日(金)	第26回全国青年の集い宮崎大会	シーガイアコンベンションセンター4階メインホール	
5日(月)	19:00～ 青年部会正副会長会議	法人会会議室	
12日(月)	10:00～ 税を考える週間行事「街頭広報」	JR 鶴見駅東口・西口	○
12日(月)	19:00～ 青年部会役員会	法人会会議室	
13日(火)	7:00～ 第42回チャリティーグリーン研修会	木更津ゴルフクラブ	○
14日(水)	17:00～ 税を考える週間行事「ほうじん劇場」受付 17:00 開演 17:50	サルビアホール	○
15日(木)	納税表彰式	キリンビール横浜工場	
17日(土)	7:45～ 矢向江ヶ崎支部バス研修会	千葉方面	○
18日(日)	10:00～ 第7回トレジャーハンティング in つるみ	豊岡小学校体育館・鶴見区全域	○
20日(火)	13:30～ 新設法人説明会	法人会会議室	○
21日(水)	13:30～ 決算法人説明会	法人会会議室	○
22日(木)	15:00～ 平成24年度第30回源泉所得税研修会第4講	法人会会議室	○
27日(火)	18:00～ 第28回フラットルーム情報・交流サロン	法人会会議室	
29日(木)	10:00～ 女性部会チャリティーバザー	鶴見区民文化祭会場	○
12月			
3日(月)	19:00～ 青年部会正副部会長会議	法人会会議室	
5日(水)	18:00～ 鶴見東支部幹事会	華榕楼	
7日(金)	15:00～ 平成24年度第30回源泉所得税研修会第5講(閉講式)	法人会会議室	○
7日(金)	18:00～ 鶴見中央支部年末会員懇談会	中村屋	
10日(月)	9:30～ 生活習慣病検診	青色申告会館	
10日(月)	19:00～ 青年部会役員会	法人会会議室	
18日(火)	19:00～ 青年部会12月例会年会	スパ・リブールヨコハマ	
19日(水)	13:30～ 決算法人説明会	法人会会議室	○
1月			
7日(月)	19:00～ 青年部会正副部会長会議	法人会会議室	
11日(金)	13:30～ 税法研修会第一講・開講式	法人会会議室	○
15日(火)	19:00～ 青年部会役員会	法人会会議室	
16日(水)	13:30～ 決算法人説明会	法人会会議室	○
17日(木)	13:30～ 新設法人説明会	法人会会議室	○
18日(金)	13:30～ 税法研修会第二講	法人会会議室	○
21日(月)	18:00～ 新年賀詞交歓会	翠華樓	○
25日(金)	13:30～ 税法研修会第三講	法人会会議室	○

Profile

支部 鶴見西支部
法人名 (株)千田工務店
役職名 代表取締役
氏名 榎本ひろみ 氏
続柄 次女 榎本都さん
趣味 ドライブ

撮影 (有)セントラルスタジオ
撮影場所:馬場花木園



INDEX

第29回法人会全国大会	1
理事会報告	2
事業レポート	2~3
これからの主な催し	4
鶴見ガイドあれこれ	5
企業にとってのあんな話・こんな話	6
署からのお知らせ	7
新入会員紹介	8
横浜市からのお知らせ	9

独身時代の思い出に、表紙のお嬢様募集中！

第29回法人会全国大会 (北海道大会)

10月11日(木)

全法連主催の法人会全国大会が釧路市の「釧路市民文化会館」にて開催され、当会から長谷川会長他6名が参加した。

この大会は「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場であります。第一部記念講演では、慶應義塾大学教授 片山善博氏による「地方の再生と日本の将来」と題しての講演、第二部記念式典では、全法連池田会長の主催者あいさつ、古谷国税庁長官、高橋北海道知事、蝦名釧路市長祝辞に続き、全法連金田副会長による「平成25年度税制改正に関する提言事項」の説明並びに角間副会長より「大会宣言」の朗読がおこなわれ終了した。

平成25年度税制改正に関する提言

【基本的な課題】

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1 社会保障制度に対する基本的考え方

(1) 今後の社会保障改革が重要なものは給付の重点化・効率化

(2) 年金については抜本的な施策の検討が必要

(3) 給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価ではジェネリックの使用促進

(4) 医療は成長分野と位置付られており、大胆な規制改革を行い着実に成長に結びつける必要がある

(5) 介護保険は真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、自立を促す給付のあり方に見直すべき

(6) 生活保護給付は不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠

(7) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる

2 消費税引き上げに伴う対応措置

(1) 税率を引き上げる際には景気への配慮

(2) 価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう求める

(3) 当面(税率10%程度まで)は単一税率が望ましく、インボイスの導入も必要

(4) 低所得者対策として「複数税率」「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしているが、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める

3 財政健全化に向けて

4 行政改革の徹底

5 今後の税制改革のあり方

6 共通番号制度の導入について

II 経済活性化と中小企業対策

1 法人税率の引下げ

(1) 法人実効税率30%以下の早期実現

(2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2 事業承継税制の確立

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度についての用件緩和と充実

(2) 親族外承継に対する措置の創設

(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

3 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置の本則化

(2) 交際費課税の見直し

(3) 役員給与の損金算入の拡充

III 国と地方のあり方

V 震災復興

VI その他

1 環境問題に対する税制上の対応

2 納税環境の整備

3 租税教室の充実

【税目別の具体的意見】

1 所得税関係

(1) 所得税のあり方

(2) 小子化対策

(3) 金融所得一体課税

2 法人税課税

(1) 同族会社の留保金課税制度の廃止

(2) 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲見直しは行うべきではない

3 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の課税強化は行うべきではない

(2) 贈与税は経済活性化に資するよう見直すべき

4 消費税関係

(1) 消費税滞納防止

5 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

(2) 事業所税は二重課税であり、廃止を求める

(3) 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき

(4) 法人にに対する安易な法定外目的税は課すべきではない

6 その他

(1) 配当に対する二重課税排除

(2) 電子申告について

平成25年度税制改正に関するスローガン

(総論)

・待ったなし。国・地方とも聖域なき行財政改革断行を!

・活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を!

(震災復興)

・予算の迅速な執行など、万全な体制により被災地の早期復興を!

(所得税)

・所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を!

(法人税)

・わが国企業の国際競争力確保のためにも、さらなる法人税率の引下げを!

(事業承継税制)

・地域活性化・雇用確保に資するためにも、欧米並みの本格的事業承継税制を!

(消費税)

・増税だけに頼るのではなく、徹底した歳出削減の実施を!

(地方税関係)

・地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を!

(その他)

・年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を!

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を越える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人移行に取り組み、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、公益性と透明性を高め、広く国民から受け入れられる法人会を目指すことをここに誓うものである。

昨年発生した東日本大震災から1年半あまりの月日が経った。被災地の復旧・復興は進んでいるが、一部では未だ困難な状況が続いている。

法人会では、被災地に対する支援を積極的に行ってきましたところであり、政府においても被災地・被災者に対する迅速な予算執行と適切な支援の継続を要望するものである。

今、日本経済は、原発事故による電力安定供給への不安や長引くデフレなどにより、依然として厳しい局面にある。その再生に向けては、企業が将来に渡って活力を維持するための税制措置が必要である。特に地域経済を担う中小企業の活性化に資するため、法人税率の軽減、事業承継税制の拡充を強く求める。また、消費税の税率引き上げに当たっては、歳出の見直しとともに、景気に十分配慮するほか、中小企業が適正転嫁できるよう実行ある措置を求めるものである。

創設以来、税知識に普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。



8月29日(水)

理事会報告

法人会議室において20名の理事が出席し開催した。当日は、7月の人事異動で着任された北原鶴見税務署長他署幹部方々が出席され、紹介がおこなわれた。議事は、審議事項がおこなわれ、各諸規程について審議をおこなった。報告事項については、各委員会、部会、支部の事業報告と予定を各委員長、部会長、支部長より報告された。



長谷川会長



北原鶴見税務署長様



理事会・名刺交換

事業レポート

ファミリー研修会

8月23日(木)

●厚生委員会

夏休み恒例のファミリー研修会を開催した。当日は60名が参加し、東京ディズニーランドへ。蒸し暑い中、会員の皆様はお子さんと一緒に多くのアトラクションを楽しみました。



8月スポーツ例会

8月28日(火)

●青年部会

青年部会では8月例会をスポーツ例会とし、川崎グランドボウルにおいてボウリング大会を実施いたしました。日頃の運動不足解消と懇親を兼ねた企画に、青年部会員32名、伊藤副会長、事務局員1名、鶴見税務署より署員21名をお迎えし、総勢55名によるボウリング大会となりました。青年部会チームは連覇を目指し、税務署チームは精鋭メンバーによる勝利を目指しゲームに臨みました。

開会式では昨年優勝した青年部会より優勝楯の返還が行われ、北原署長と小林政仁部会長による始球式を合図にゲームがスタートしました。

前回までは1レーン3名で行いましたが今回より1レーン4名でのプレーとなり、より親睦を深めることが出来る内容となっていました。

税務署、青年部会の上位5名の平均スコアによる対抗戦の結果は、精鋭メンバーを揃えた税務署チームが勝利となり優勝楯が小林政仁部会長から北原署長へ手渡され閉会となりました。

その後は、中華料理「天龍」において懇親会を開催し、各賞の発表やボウリング談義の話が続く中、小林博章副部会長の中締めにより来年の勝利を期待して終了いたしました。



第2回法人会セミナー

9月13日(木)

●事業委員会

今年度2回目の法人会セミナーを鶴見公会堂1・2号会議室にて35名の参加で開催した。講師に大阪経済大学客員教授・経済評論家の岡田晃氏をお迎えして、「経済ニュースの先読みでビジネスチャンスを見つける」の演題で講演をおこなった。講師が作成したレジュメに沿って、I.震災後の日本経済、II.景気の現状と見通し―ニュースやデータから先を読むー、III.日本経済再生の展望、IV.危機を乗り越える企業戦略―ピ

ンチをチャンスに変えるーと項目毎に説明をおこない、講演時間の1時間30分があっという間に過ぎてしまった。



平成24年度税制問題研究会

9月12日(水)・13日(木)

●税制委員会

箱根湯本「吉池」にて開催され、平成25年度の税制改正要望事項の説明と、全法連税制委員会の審議状況報告がおこなわれた。続いて、東京大学法学部教授中里実氏を講師に迎えて「今後の税制改革の展望～税と社会保障の一体改革及び震災復興財源の確保を中心に～」と題しての講演を聴講し、税制等の知識を深め今後の税制委員会による税制改正要望提言に活かせるように、当会から長谷川会長他5名が出席した。



青年部9月研修例会

9月16日(日)

●青年部会

「東日本大震災の現実と復興に向けての歩みを見て聴いて知る」をテーマに、石巻市を訪問しました。

震災から1年半が経ち、報道される回数も減ってきて、かなり立ち直っているのではないか?今更被災地に行ってどうなるの?そんな疑問は一瞬で無くなりました。

いしのまき被災企業「元気」復興委員会会长 松本俊彦氏の案内で門脇地区、魚町、女川地区とまわりましたが、行く先々で震災の爪痕が残っています。海岸線は廃棄された車や瓦礫が山積みのまま、壊れたままの家屋も沢山残っている、片付いている地域も空き地のまま。主要産業の水産加工工場も稼働しているのは一部のみ。女川地区では16mの高台に建つ病院さえも津波の被害を受け、3階建てのビルが転がったまま放置されている現状。テレビで見ることと、実際に現地に立って肌で感じる事の違いに衝撃を受けました。

そんな中で、震災をバネにして、町おこしに結び付けようとしている方々がいました。石巻まちなか復興マルシェでは木村事務局長より今は仮設商店街として運営しているが、いずれ防波堤と一体化した観光バスも停車できる一大ショッピングモールにする計画を聞きました。山形屋商店では若社長より味噌蔵も醤油蔵も全壊してすべてを失ったがいずれ復興する為に仲間の蔵でみそ作りを続いていること、そんな中ヒット商品も生まれたこと、復興に向けての課題や悩みを共有していただきました。

6:30鶴見駅集合23:49鶴見駅着のタイトなスケジュールの例会でしたが非常に有意義な研修になりました。今後、継続して石巻を支援していくこと、自分たちが被災した時に向けて心構えや準備を続けていくことを誓い合い解散しました。

元気復興いしのまきのホームページより被災企業の商品が購入できます。是非皆様のご協力をお願いします。

<http://ishinomakinet.com/genki/kainet/>

最後になりますが、今回の研修実現にご尽力いただいた仙台青年会議所OB・復興庁復興推進委員横山英子様、石巻法人会青年部副部会長松本俊彦様に参加者一同より感謝申し上げます。



神奈川県法人会連合会

女性部会連絡協議会

9月20日(木)

●女性部会

神奈川県法人会連合会主催の女性部会連絡協議会が新横浜国際ホテルに於いて開催されました。

当日230名以上の参加があり、鶴見法人会女性部会からは、14名が出席いたしました。第一部は、内科医・作家のおおたわ史絵氏をお迎えして、演題「病気になる人ならない人」の特別講演がおこなわれました。

冒頭、講師の紹介を、春山部会長がおこないました。



税務研修会・健康講座

10月3日(水)

●女性部会

35名が参加し、法人会会議室にて開催した。第一部は、鶴見税務署長北原正仁様より「国税局の仕事」と題し、複雑・巧妙・国際化と現代の社会に対応出来る検察官の話など興味深い講演をおこなった。



第二部は、健康運動指導士の黒田恵美子先生より「美しい歩き方」と題し、ひざ腰、体を痛めない歩き方、座り方立ち方、靴選びの大切さなど体を動かしながらの講演で参加者にとても好評だった。



福利厚生制度推進連絡協議会

10月4日(木)

●厚生委員会

レンブラントイン横浜鶴見にて、平成24年度福利厚生制度推進連絡協議会を40名が参加し開催した。

福利厚生制度受託保険会社の大同生命保険㈱・AIU保険会社・アメリカンファミリー生命保険会社の3社より当法人会の同制度加入状況報告と今後の推進施策についての説明があった。



支部会員バス研修会

10月7日(日)

●鶴見中央支部

38名が参加し久能山東照宮見学のバス研修会を開催した。

バスは定刻7時45分に鶴見を出発し、始めてギネスブックに登録されている木造の世界一長い蓬莱橋を見学、焼津にて昼食の後、久能山東照宮見学をし、帰路についた。



これからの主な催し

お楽しみの催しや、役に立つ研修会に
ぜひご出席ください!

●税を考える週間行事「街頭広報」

11月12日(月)

青年部会、女性部会

JR鶴見駅にて各種パンフレット・粗品等を鶴見青色申告会や鶴見区納税貯蓄組合連合会と協力し、一般の方々にお配りし、税に関心を持っていただく活動をおこないます。

●税を考える週間行事「ほうじん劇場」

11月14日(水)

事業委員会

受付:午後5時

開演:午後5時50分

場所:サルビアホール

木戸銭:1,000円

寄席のタベと題して「曲独楽、漫才、落語」をお楽しみいただく企画をいたしました。是非、会員以外の方々も多数お誘い合わせのうえ、ご来場をお待ちしております。

●第7回トレジャーハンティングinつるみ

11月18日(日)

青年部会

青年部会では、第7回目の「トレジャーハンティングinつるみ」を開催します。今回は、豊岡小学校体育館をメイン会場として鶴見区域の5コースを手渡された地図やヒントを頼りに子どもたちに、徒歩、電車、バスなどで街を探索してもらい、鶴見の魅力を伝えると共に、「こども110番の家」など街の中における防犯対策の認識や、クイズ・寸劇を通じて、税の啓発活動をおこないます。

●税を考える週間行事「チャリティーバザー」

11月29日(木)

女性部会

鶴見区民文化祭会場(鶴見区役所前広場)にて午前10時よりおこないます。

素敵な品物が沢山あります。お早めにお越し下さい。

●1日人間ドック(生活習慣病検診)

12月10日(月)

厚生委員会

今年2回目の健康診断を1日人間ドック形式(腫瘍マーク検査・超音波検査等)でおこないます。場所は青色申告会館です。

●税法研修会

平成25年1月11日(金)・18日(金)・25日(金)、

2月1日(金)・8日(金)

税制委員会

鶴見税務署担当官を講師にお迎えして、法人税等の知識を習得するための研修会を開催いたします。



●平成25年新年賀詞交歓会

平成25年1月21日(月)

総務財政委員会

来年は翠華楼にておこないます。
「今年もよい年になりますよう」新しい気持ちでお会いしましょう。

受付:午後5時30分

開会:午後6時

●海外視察研修会

平成25年2月8日(金)～12日(火)

厚生委員会

今回はタイ・バンコクを企画しております。詳細につきましては、チラシを参照願います。



●新春講演会

平成25年2月6日(水)

事業委員会

受付:午後6時

開演:午後6時30分

場所:サルビアホール

寺島実郎氏を講師にお迎えして、サルビアホールにて新春講演会をおこないます。皆様、お誘いの合わせのうえ、ご参加ください。

鶴見の「赤門」

「赤門」というと何を、何処を思い浮かべるであろうか?筆者は東京大学の「赤門」を思い浮かべる。そもそも「赤門」とは何であろう?…少々調べてみた。「赤門」とは護守殿の門を指す。護守殿とは江戸時代において、三位以上の大名に嫁いだ徳川將軍家の娘の敬称である。また、その居住する奥御殿を指す。その御殿の門を丹塗(にぬ)りにした事から表門の「黒門」に対して護守殿門は俗に「赤門」と呼ばれている。「赤門」は焼失に際して再建を許されない慣習があり、東京都文京区本郷の赤門は現存する唯一のものである。ここはもと加賀金沢前田家の上屋敷の正門(黒門)の南部に1826年に造営された。門構えは、中央に切妻造本瓦葺きの薬医門があり、その左右には繋ぎ塀に接して唐破風造りの番所が置かれていた。1877年に東京大学に移管され、1961年に解体修理が行なわれた。現在は国の重要文化財に指定されている。

さて、鶴見にも「赤門」は存在する。地元では「赤門」というと「馬場の赤門」の事を指す。ここは江戸時代末期、安政2年(1855年)頃に周辺四ヶ村(東寺尾、北寺尾、西寺尾、馬場)の総代名主を務め名字帶刀を許された澤野家の表門である。

幕府から当時の農民階級の長屋門では許されていなかった紅殻塗りを特別に許され彩色されており、武家との姻戚関係が推定される。間口八間半の格式高い名主門で、その特徴から「馬場の赤門」の呼称

で親しまれている。主屋やその他付属屋は、火災やその後の建て替えなどを経て姿を消し、この長屋門だけが名主屋敷の面影を伝えている。平成3年に復旧工事を行ない、横浜市の歴史的建造物に認定され、旧澤野家屋敷地である馬場赤門公園の正面に保存されている。三叉路の中央に存在するように感じるたたずまいは威厳すら漂わせ、歴史や概要を学んでから見る「赤門」は日頃通過するだけの風景とはかけ離れた存在である。

この「赤門」の裏にある馬場赤門公園はなだらかな勾配の広場になっており、先日写真撮影の際にも近隣の子供達がキャッチボールを楽しんでいた。歴史ある建造物であるにも係わらず、物心付いた頃より身近にあるとその希少価値

や文化価値を忘れてしまう事がある。筆者もこの「馬場の赤門」は地域の目印、目標物程度の認識であった。皆の廻りにも建物で無くともそのような場所や遺跡や物があるかもしれない。改めて考えるとあれって何なのかな~?って思ったらその足で行って見る。そこで歴史を感じる事が出来たら更にそれに關して興味が深まるものである。正直に記すると興味の無い者にとってはただの古い門である。

わざわざ時間を取りて見物に行く事も無い。ただし筆者には全く無縁であった東京大学の「赤門」にも行ってみようと思わせてくれた「馬場の赤門」。この文章を読んでくれた方も前を通った際には「ああ、これね…。」程度で充分であるから、この文章を思いだしてくれると非常に嬉しい。



公的補助金を活用し、製品や技術開発に取り組もう! 【中小企業技術革新(SBRI)制度】という国の制度を活用しませんか

このたび、SBIR制度の概要説明セミナーと個別相談会が開催されます。

開催概要

日時 12月3日 月曜日 13:30~16:30

会場 神奈川県中小企業センタービル 6F大研修室

内容 ①SBIR制度の概要説明

②代表的な補助金の説明と活用事例

③申請書作成のポイント

④個別相談会（予約制）

費用 無料

講師・相談員 (株)ブレイブコンサルティングに所属する中小企業診断士

申込方法

申込書に必要な事項を記入し、(株)ブレイブコンサルティングへFAXまたはE-MAILでお申し込みください。申込書は同社ホームページからダウンロードいただけます。

申込先 (株)ブレイブコンサルティング

TEL 045-228-5310 FAX 045-545-7245

ホームページ <http://www.brave-newbusiness.jp/>

E-mail info@brave-con.co.jp

SBIR制度は幅広い事業分野が対象となっています。製造業の新製品・技術革新はもとより、食品関連、医療機関、ITサービス関連、新エネルギー関連の分野での新商品開発にも利用できる補助金もあります。幅広い分野にわたる事業者の皆さんのご参加をお待ちしています。

SBIR制度は、省庁横断的な制度であり、現在参加している省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の7省に上ります。

《SBIR特定補助金等の交付を受けた中小企業者等への事業化支援策》

- 1 日本政策金融公庫による低利融資
- 2 公共調達における入札参加機会の拡大
- 3 SBIR特設サイトにおける研究開発成果などの事業PR
- 4 特許料等の減免
- 5 中小企業信用保険法の特例処置
- 6 中小企業投資育成株式会社法の特例適用
- 7 中小企業者設備導入資金助成法の特例適用

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(平成25年1月以降の源泉徴収)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、**平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこと**とされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の**2.1%相当額**とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際の併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計 税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率(%)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

合計税率の計算式

$$\text{合計税率(%)} = \text{所得税率(%)} \times 102.1\%$$

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっており、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

納税証明書を請求する際のお願い

最近において申告・納税したものに係る納税証明書(その1、その3、その3の2、その3の3)を請求される場合には、その**「申告書控」**及び**「領収証書」**を持参してください。ご協力をお願いします。



納税証明書の種類	証明内容
納税証明書「その1」	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等
納税証明書「その3」	未納の税額がないこと
納税証明書「その3の2」	「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと(個人用)
納税証明書「その3の3」	「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと(法人用)

新入会員紹介

平成24年8月～平成24年9月

支部名	法人名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所	電話	業種	紹介者
市 場	(株)ヨコハマ・エスケーシー	正会員	小林 昇	平安町2-28-1 ヨコハマアイランドガーデン113	503-2025	建築・建具・工事業	AIU保険会社
鶴 見 西	セレモニーサポートオリーブ(協)	正会員	大島 政則	岸谷1-27-17	717-5103		池谷ホーム(株)
鶴 見 西	(株)ケイ・エンタープライズ	正会員	鎌田 義夫	東寺尾中台26-11	582-3060	貿易業	AIU保険会社
鶴見中央	高橋税理士事務所	賛助会員	高橋 浩二	鶴見中央2-4-16	502-3581	会計事務所	申し出
鶴見中央		賛助会員	山田 隆廣	鶴見中央2-7-26	501-5425	税理士業	申し出
鶴見中央		賛助会員	落合 俊彦	鶴見中央4-34-26-703	521-0895	税理士業	申し出
鶴見中央		賛助会員	大久保順之	鶴見中央4-34-26-1012	506-1954	税理士業	(株)トーヨコ
鶴見中央		賛助会員	青木 雅人	鶴見中央5-5-13 ヴィラフォルテ502	505-6877	税理士業	(税)アイ・パートナーズ
鶴見中央		賛助会員	庭野 章彦	鶴見中央5-6-13 ラインズマンション鶴見第2-202	501-0874	税理士業	(税)アイ・パートナーズ

税務無料相談

第1・第3水曜日

■相談日 11/7(水)・21(水)・12/5(水)・19(水) ■時間 午後1時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は隨時行っておりますので、ご利用ください。

女性部会からのお知らせ 税を考える週間 チャリティーバザー

税を考える週間行事の一環として、
11月29日(木)10:00～
鶴見区民文化祭会場(鶴見区役所前)
にてチャリティーバザーを開催いたします。



新春講演会のお知らせ

TBS系列「サンデーモーニング」のコメントーターとしてお馴染みの
寺島実郎氏をお招きして新春講演会を下記により開催致します。

法人会員以外の方でも聴講出来ますので皆様お誘い合わせのうえ
奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。



開催日	平成24年2月6日(水)
受付	午後6時 開演:午後6時30分
場所	サルビアホール(JR鶴見駅東口)
演題	「時代の潮流と日本の進路～真の地域活性化とは」
講師	一般財団法人日本総合研究所 理事長 寺島実郎 氏
入場料	無料

法人市民税について

横浜みどり税について

法人
年間で
均等割の
9%

平成21年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度分の法人市民税均等割について、9%相当額を上乗せしてご申告をお願いしています。

軽減期間について

ただし、**当初の4年度間**(平成25年3月31日までに開始する事業年度等)で、**法人税割が課税されない場合は、均等割が標準税率となります。**

<延長されています>

当初の3年度間

平成23年12月改正

当初の4年度間

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご留意ください。

横浜市の法人市民税について

「申告書・納付書用紙」「法人の事業年度納税地その他の変更異動届出書」等のダウンロード

横浜市法人市民税

検索

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/houjin.html>

法人市民税納付書や一部を除く申告書等の様式・手引きについて、ホームページに掲載していますので、便利なダウンロードをご利用ください。

(インターネットがご利用できない場合は、電話受付による送付も行っています。)

■法人市民税に関する申告先・お問い合わせ

横浜市 財政局 法人税務課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区太田町4丁目53番地2 横浜馬車道ビル3階 電話:045-210-0550

受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取扱いしておりません。

固定資産税(償却資産)の申告書提出・お問合せは 償却資産センターまでお願いします!

[提出先・問合せ先]

横浜市償却資産センター

〒231-8343

横浜市中区住吉町1丁目14番地

第一総業ビル5階

TEL:045-671-4384 FAX:045-663-9347

受付時間 午前8時45分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

Q1 区役所が近いので区役所で相談や申告書の提出をしたいのですが?

A1 区役所ではお取扱いしておりません。
償却資産センターまでお願いします。

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。
申告書は全区分を1枚にまとめて良いですか?

A2 区ごとに作成し、全て償却資産センターに提出してください。

償却資産申告書の提出期限は平成25年1月31日(木)です!

法人市民税について

横浜みどり税について

法人
年間で
均等割の
9%

平成21年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度分の法人市民税均等割について、9%相当額を上乗せしてご申告をお願いしています。

軽減期間について

ただし、**当初の4年度間**(平成25年3月31日までに開始する事業年度等)で、**法人税割が課税されない場合は、均等割が標準税率となります。**

<延長されています>

当初の3年度間

平成23年12月改正

当初の4年度間

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご留意ください。

横浜市の法人市民税について

「申告書・納付書用紙」「法人の事業年度納税地その他の変更異動届出書」等のダウンロード

横浜市法人市民税

検索

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/houjin.html>

法人市民税納付書や一部を除く申告書等の様式・手引きについて、ホームページに掲載していますので、便利なダウンロードをご利用ください。

(インターネットがご利用できない場合は、電話受付による送付も行っています。)

■法人市民税に関する申告先・お問い合わせ

横浜市 財政局 法人税務課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区太田町4丁目53番地2 横浜馬車道ビル3階 電話:045-210-0550

受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取扱いしておりません。

固定資産税(償却資産)の申告書提出・お問合せは 償却資産センターまでお願いします!

【提出先・問合せ先】

横浜市償却資産センター

〒231-8343

横浜市中区住吉町1丁目14番地

第一総業ビル5階

TEL:045-671-4384 FAX:045-663-9347

受付時間 午前8時45分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

Q1 区役所が近いので区役所で相談や申告書の提出をしたいのですが?

A1 区役所ではお取扱いしておりません。
償却資産センターまでお願いします。

Q2 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。
申告書は全区分を1枚にまとめて良いですか?

A2 区ごとに作成し、全て償却資産センターに提出してください。

償却資産申告書の提出期限は平成25年1月31日(木)です!

税を考える週間行事予定

街頭広報

日時 平成24年11月12日(月)
10:00～
場所 JR鶴見駅周辺
主催 (公社)鶴見法人会
青色申告会
鶴見区納税貯蓄組合連合会
★各種パンフレット、ボールペン、ファイル等

納税表彰式

日時 平成24年11月15日(木)
受付14:30 開式15:30
場所 キリンビール(株)横浜工場
レセプションホール
主催 鶴見税務署

税の無料相談

日時 平成24年11月12日(月)
10:00～15:00
場所 鶴見区役所
主催 東京地方税理士会鶴見支部

チャリティーバザー

日時 平成24年11月29日(木)
10:00～
場所 鶴見区民文化祭会場
(鶴見区役所前広場)
主催 (公社)鶴見法人会 女性部会

ほうじん劇場

日時 平成24年11月14日(水)
開演17:50～
場所 鶴見公会堂
演目 曲独楽、漫才、落語他
主催 (公社)鶴見法人会

会員増強

キャンペーン
法人会
革新する
時代と共に

9月から12月までは、会員増強運動実施期間です。
お知り合いの方、ご近所の方に、声をおかけください。



公益社団法人 鶴見法人会員

確定申告書ご提出の際は、お手数ですが
この会員シールを切り取ってご利用下さい。